

妙高市公共施設 有効活用・再配置計画

平成26年3月

目 次

I 背 景	1
II 目 的	1
III 計画の概要	1
1 計画期間	1
2 対象施設	1
IV 公共施設の有効活用・再配置に関する検討	4
1 基本方針	4
2 検討の方法	5
V 公共施設見直しの方向性の整理	7
VI 施設類型別の見直し方針	9
1 社会教育施設	9
2 社会体育施設	9
3 集会施設	10
4 地域活性化・農業振興施設	12
5 保健・福祉施設	12
6 観光振興施設	13
7 遊休施設など	14
8 公園施設・広場等	16
VII 今後の取組み	16
公共施設見直しの方向性の整理一覧表	17

I 背 景

当市は、「生命地域（圈域）の創造」を基本理念として計画的、総合的なまちづくりを推進するとともに、多様な市民ニーズに応えるべく公共施設の整備を進めてきたところである。近年、公共施設は「地域のこし」に向けた地域活動やまちづくりの拠点として、また地震などの自然災害発生時における災害対応拠点施設として大きな期待が寄せられている。

一方、長引く景気低迷を背景とする厳しい財政状況のもとで、老朽化等に伴う大規模な改修が必要な施設も多く、また、少子高齢化や民間施設との競合等により、施設利用者の減少が著しい施設もある。

当市の人口一人あたりの公共施設面積は6.2m²[H24年度決算ベース]で、全国平均3.4m²と比較すると、過大な状況にある。

こうしたことから、当市の公共施設の現状を踏まえ、これらの施設が担うべき機能など公共施設の在り方を見直し、施設配置の適正化と維持管理に係る負担の軽減を図ることが求められている。

II 目 的

施設の有効活用・再配置の検討にあたっては、施設の利用状況や建物の耐久性、管理運営の状況や運営コストなど施設の現状を把握するとともに、施設の設置目的を踏まえ、施設が抱える様々な課題や地域性を考慮し、持続的な市民サービスの提供に向けて中長期的な視野に立ち、施設の廃止や他用途への転用など施設配置の最適化を図るため、第6次行政改革大綱実施計画に基づき、「公共施設有効活用・再配置計画」を策定する。

III 計画の概要

1 計画期間

計画期間は、平成26年度～平成36年度（11年間）とし、中間年である平成31年度に見直しを行う。また、第2次妙高市総合計画及び第7次行政改革大綱実施計画に取組みを反映する。

廃止、機能移転、譲渡など有効活用・再配置の対象となった施設については、それぞれ関係団体や地域自治会、機能移転先との合意形成を図ったうえで、計画期間内に機能移転、廃止等を行うことを目指す。

2 対象施設

市が設置し、市民等の使用（利用）に供する公共施設（建物及び公園）の管理運営において、市の経費負担のある次の施設を対象とする。

ただし、管理運営費の市負担がない集会施設（※P3「社会教育施設、集会施設の分類」中のB、C分類区分施設）についても、地元地域への譲渡等を検討する必要があるため対象とする。

また、遊休施設のほか閉校や施設統合により、今後遊休となることが決定している施設についても他用途への活用などを検討するため対象とする。

《対象施設》

施設類型		施設名
建 物	社会教育施設 (※)	青少年学習施設（わくわくランドあらい）[A]、勤労者研修センター[A]、勤労青少年ホーム[A]、妙高高原メッセ[A]、文化ホテル、関川関所道の歴史館
	社会体育施設	新井南体育館、妙高高原体育館、赤倉体育センター、新井グリーンスポーツセンター、新井ペタンクコート、水夢ランドあらい、新井テニスコート、東赤倉テニスコート、新井総合公園（野球場、テニスコート、陸上競技場、屋外球技場）、妙高高原スポーツ公園（テニスコート、野球場、陸上競技場）、妙高ふれあいパーク[A]（体育館、テニスコート、野球場、グラウンド、多目的広場、ふれあい広場）、オールシーズンシャンツェ
	集会施設 (※)	総合センター[A]、新井総合コミュニティセンター[A]、新井克雪管理センター[A]、大鹿克雪管理センター[A]、関山農民研修センター[A]、原通コミュニティセンター[A]、就業改善センター[B]、瑞穂会館[B]、長沢会館[B]、泉会館[B]、農村環境改善センター[B]、杉野沢総合センター[B]、姫川原コミュニティセンター[B]、和田コミュニティセンター[B]、矢代コミュニティセンター[B]、上平丸集落センター（山里会館）[C]、上中集落研修センター[C]、東関集落センター[C]、大沢新田集落センター[C]、長沢原集落センター[C]、楡島集落センター[C]、中横山集落センター[C]、志農村活動センター[C]、下平丸コミュニティセンター[C]、上新保コミュニティセンター[C]、矢代西部生活改善センター[C]、上小沢林業集落センター[C]、農村婦人の家[C]、坪山集落センター[C]、西野谷会館[C]、両善寺会館[C]、大濁集落センター[C]、農業構造改善センター（三本木会館）[C]、婦人・若者等活動促進施設（二俣会館）[C]、菅沼コミュニティセンター[C]、広島コミュニティセンター[C]
	地域活性化施設	長沢茶屋、深山の里、友楽里館、四季彩館ひだなん、大滝荘、苗名の湯、杉野沢生産物直売施設、妙高山麓直売センターとまと
	保健・福祉施設	妙高高原保健センター、妙高保健センター、いきいきプラザ、妙高の里、高齢者生産活動センター、新井ふれあい会館
	観光振興施設	赤倉温泉インフォメーションセンター、市営高谷池ヒュッテ、市営食堂ホンドリス、笹ヶ峰乙見湖休憩舎、くびき野情報館

	遊休施設等	旧矢代小学校、旧吉木小学校、旧猿橋小学校、旧長沢小学校、旧水原小学校、旧平丸小学校、旧平丸小学校冬季寸分道分校、新井南小学校旧小濁冬季分校、旧水原保育所、旧みづほ保育園、旧斑尾高原保育園、旧大鹿保育園、姫川原小学校、新井北幼稚園、新井南幼稚園、第一保育園、第二保育園、姫川原保育園、水上保育園
公園・広場等	公園・広場	経塚山公園、学校町1号公園、二子島公園、学校町2号公園、南谷内公園、白山町公園、新井流雪緑道、石塚公園、星野公園、矢代川水辺公園、十三川水辺公園、万内川砂防公園、杉野沢水辺の広場、白田切園、東長森農村公園、梨木農村公園、猿橋農村公園、北条農村公園、窪松原農村公園、両善寺農村公園、西野谷農村公園、大濁農村公園、泉農村公園、坪山農村公園、長沢農村公園、下濁川農村公園、中横山農村公園、上小沢農村公園、東志農村公園、水上水辺農村公園、水上山村広場農村公園、白岩農村公園、吉木農村公園、屏風岩農村公園、よし八水辺農村公園、松山水辺ふれあい公園、高床山森林公園、豊葦遊森の郷、和田地区あそびの広場、池の平温泉イベント広場、斐太県民休養地、卯の花児童遊園、水上児童遊園、藤塚児童遊園、美守児童遊園、美守東児童遊園、新井市民の広場、新赤倉ふれあい広場、杉野沢ふれあい広場、毛祝坂ふれあい広場

※社会教育施設、集会施設の分類

《対象施設》表中[A] [B] [C]は、平成19年に施設の利用状況に応じて設定された分類区分で、この分類により地域と行政との費用負担の基準が定められている。

分類区分	施設の特性
A	全市民の利用が見込まれる施設
B	地域の中核的施設
C	単一集落で使用する施設

《対象外施設》

次の施設については、対象外とする。

①建物の撤去又は廃止が決定している施設

新井矢代グラウンド

②施設開設（または移設）から間もないため、稼働実績が少ない施設

妙高高原ふれあい会館、地域密着型高齢者支援ホーム（いきいき長沢）、市総合体育館、杉野沢トレーニングセンター、高柳せせらぎ公園、高柳館の内公園、妙高山麓都市農村交流施設

- ③県の委託により県条例に準じて管理を行っている施設
妙高高原博物展示施設（ビジターセンター）、妙高高原赤倉シャンツエ、
妙高山麓県民の森（笹ヶ峰グリーンハウス）
- ④既に別途方針に基づき、現状維持することが決定している学校、幼稚園、保育園
市立小中学校（特別支援学校を含む13校）、市立幼稚園（1園）、
市立保育園（8園）
- ⑤特定の目的で設置され比較検討に馴染まない施設
月岡防災ステーション、障がい者就労支援施設パン工房

IV 公共施設の有効活用・再配置に関する検討

1 基本方針

公共施設の有効活用・再配置の検討にあたっては、施設の利用実態や建物の耐震性、維持管理経費、用途別・地域別の設置状況などを基に、次の基本方針に基づき、地域事情や管理運営面など多面的な視点から検討する。

（1）必要性、耐久性の検証

公共施設ごとに、利用者数や利用日数、施設が持つ特性や位置付けなどを確認し今後も市がその施設を保有しサービスを提供しつづける必要性と、建物の耐震性が確保されるなど安全、安心に使用できるかについて検証する。

（2）公平性の確保

公共施設の運営経費は、使用者等の使用料や税金等により賄われており、施設の利用状況や配置状況から利用機会の公平性や配置のバランスを確保する。

（3）有効活用の促進

社会情勢の変化や市民ニーズの多様化が進展する中で、公共施設においても、当初の設置目的とは異なった新しいニーズが生じている。目的外使用については、特に補助事業で整備された施設は、確認が必要となるが、用途変更が可能な施設は、用途変更も検討し有効活用を図る。また、地域を取り巻く環境の変化などから、複数の公共施設の集約化を検討し、一つの施設で多様なニーズに対応するなど利用者の利便性向上に向けた検討を行う。

（4）地域性の配慮

当市は市町村合併により、多様な文化、歴史を有する市となり地域ごとに様々な特性がある。「地域のこし」を推進する観点から、地域との密接な関係がある公共施設については、地域特性に配慮するとともに、公共施設の有効活用・再配置を進めるにあたっては、地域や関係団体との十分な合意形成を図る。

2 検討の方法

(1) 施設の現状把握

施設の有効活用や再配置を検討するうえで重要な要素となる必要性、耐久性の検証と費用負担の公平性を確認するため、年間利用者数及び利用日数や、新耐震基準の適合性、大規模改修の状況（予定）、管理形態など管理運営状況、運営コストについて現状を把握する。

把握項目の詳細については次のとおり。

①耐震基準の適合

昭和56年6月1日以降に建築確認を受けている建物は、新耐震基準に適合、それ以外は適合していない（不適合）ものとし、建物の耐震性を判断する。

また、耐震補強工事が実施されている建物は、新耐震基準に適合しているものとする。

②大規模改修の状況

過去5年における大規模改修の実施状況または今後5年間での実施予定を把握し、建物の耐久性を判断する。

なお、大規模改修は日常的な施設運営に係る修繕費ではなく、施設の長期的な使用に向けた建物改修や機械設備の更新等とする。

③国県補助事業の活用状況

建物の譲渡や廃止を進める場合、国県等の補助事業を活用している建物は、補助金返還などの影響を確認する必要があるため、その事業名及び所管省庁を把握する。

④避難所

公共施設の多面的な機能の一つである防災機能について、一定の配慮が必要であることから「地区避難所」「拠点避難所」の指定状況を把握する。

⑤年間利用者数、利用日数

施設の利用状況から必要性を検証するため、年間利用者数及び年間利用日数を把握する。なお、利用日数については、設置目的による利用日数による利用とし、管理団体等が常駐しているものは利用実績に含めない。

⑥管理形態

有効活用・再配置を実施する場合、管理団体等の調整が必要となるため、現在の管理形態及び管理主体を把握する。

⑦運営コスト

同様の機能を有する施設間で市の費用負担の公平性を確認するため、施設に係る維持管理経費や運営経費など市の歳出及び、使用料収入など市の歳入の状況を把握する。

(2) 検証と今後の方向性に関する考察

施設区分ごとに、次の「検証の判断基準」に基づき各項目を検証し、必要性、耐久性、公平性を判定する。

また、検証にあわせて、施設の他用途への変更の可否など有効活用や、地域団体等への譲渡など管理運営方法、廃止・用途変更等による地域への影響など今後の方針性に関し考察する。

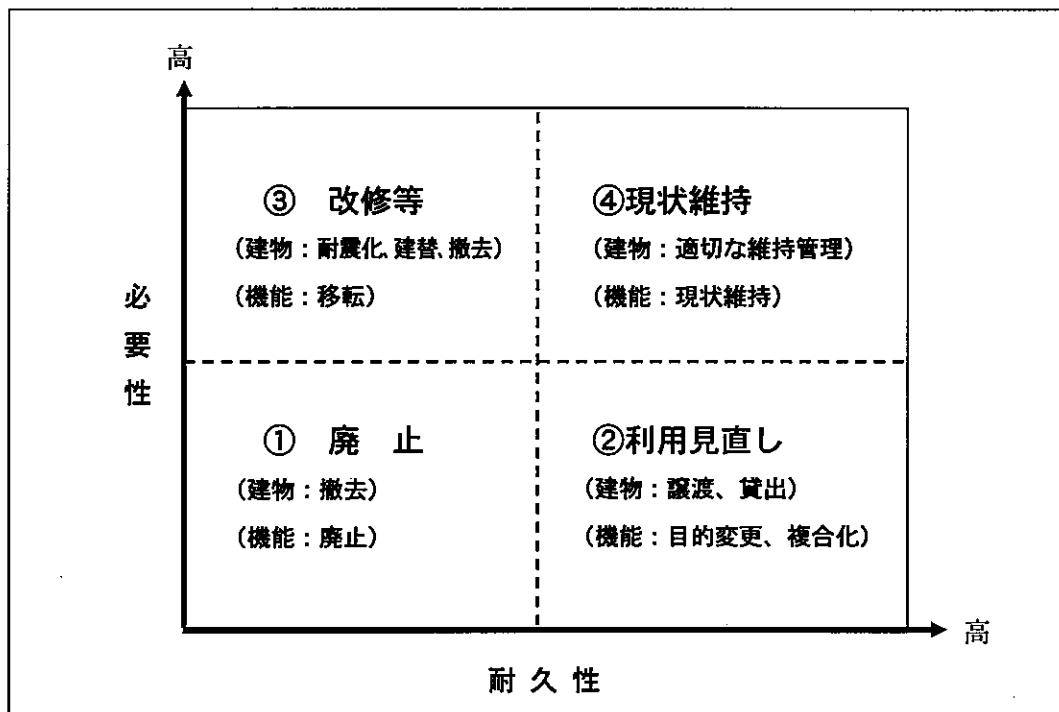
検証項目		説明
必要性	①市民等のニーズがある（利用者数）	・H22年度利用者数に対し、H23年度及びH24年度利用者数は10%以上減少していない。
	②市民等のニーズがある（利用日数）	<ul style="list-style-type: none"> ・H22年度からH24年度の施設利用日数平均が、年平均開館日に対して年間50%以上ある。 ※利用日数は設置目的による利用とし、一部分の利用でも1日として算定する。 ※管理団体等が常駐しているものは利用に含めない。 <p>《集会施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22年度からH24年度の施設利用日数平均が次の基準以上である。 <ul style="list-style-type: none"> Aランク施設…年間180日以上 Bランク施設…年間90日以上 Cランク施設…年間45日以上
	③市が保有しサービスを提供する必要がある	<ul style="list-style-type: none"> ・利用圏域内に類似サービスを提供するなど代替となる施設がなく、かつ法令により、または市の重要な施策として設置する必要がある。
耐久性	①耐震性がある	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震基準に適合している。
	②今後5年は大規模改修の必要がない	<ul style="list-style-type: none"> ・今後5年は、大規模改修をしなくても通常の施設使用が可能である。 <ul style="list-style-type: none"> ※大規模改修には耐震化工事を含めない。 ※大規模改修は、建物寿命の長期化を図るために実施する屋根、外壁の塗替えや、給排水、空調設備の更新などの改修工事とする。
公平性	①同様の機能を有する施設間での市の費用負担は公平である	<ul style="list-style-type: none"> ・類似機能を有する施設において、H22年度からH24年度の利用者一人あたりの市費用負担が類似施設の平均値の150%を超えない。 ※市費用負担及び平均値の算定は、H22年度からH24年度の数値を用いるものとし、大規模改修費用は含めない。 ※歳出より歳入が多いなど費用負担がない場合は、公平であるとみなす。

	<p>※類似機能を有する施設において、施設規模が明らかに異なる場合は比較対象から除く。</p> <p>※類似機能を有する施設がない場合は、検証不要。</p> <p>《集会施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> 類似機能を有する施設において、H22年度からH24年度の利用者一人あたりの市費用負担が同一ランク施設の平均値の150%を超えない。
②市域全体として施設の配置は適切である	<ul style="list-style-type: none"> 類似機能を有する施設が利用圏域内に重複していない。

V 公共施設見直しの方向性の整理

公共施設の見直しの方向性を検討するため、施設（建物）の廃止や有効活用において重要な要素である「必要性」及び「耐久性」の検証結果に基づき、次の4つの方向性に整理する。（整理結果は、P17「公共施設見直しの方向性の整理一覧表」のとおり）

《見直しの方向性の概念図》



(1) 廃止（建物及び機能とも廃止）

利用者数、利用日数ともに少ないなど市民ニーズが低く、また設置当初の目的が果たされ、市としてサービス提供を行う必要がなく、且つ建物の耐震基準を満たさず老朽化が著しい施設は、機能を廃止し建物は撤去する。建物撤去後の跡地については、処分（または返還）を行う。

(2) 利用見直し（目的変更、複合化、譲渡、貸出）

利用者数または利用日数が少ないなど必要性が低く、建物に耐震性がある施設は、機能面から周辺類似施設との統合や利用目的の変更、他団体等への譲渡や貸出により有効活用する。

(3) 改修等（耐震補強、建替え、機能移転）

①耐震補強、大規模改修

利用者が多いなど必要性が高い施設、または市の主要施策に位置づけられるなど市としてサービスを提供する必要性が高い施設で、老朽化が著しい施設は耐震補強や大規模改修など施設の長期使用に向けた改修を行う。

②建替え、機能移転

利用者が多いなど必要性が高い施設、または市の主要施策に位置づけられるなど市としてサービスを提供する必要性が高い施設で、老朽化が著しく大規模改修が困難な施設は現施設を撤去し、施設を建替える。または、代替施設を確保し機能を移転する。建物撤去後の跡地については、処分（または返還）を行う。

(4) 現状維持（適切な維持管理）

施設の機能が十分発揮されており、利用者が多いなど必要性が高い施設は、引き続き市が施設を保有し、適切な維持管理を行う。

利用率は低いが、市の主要施策に位置づけられるなど市としてサービスを提供する必要性が高い施設は、引き続き市が施設を保有し、適切な維持管理を行う。

施設の利用実態や他の類似施設との比較から、費用負担の公平性に課題のある施設について費用負担の在り方を見直す。

VI 施設類型別の見直し方針

1 社会教育施設

【現状と課題】

文化ホールについては、計画的に改修が行われ隣接する新井総合コミュニティセンター、新井ふれあい会館と一体的な利用が図られている。

今後も、継続的にサービス提供を行うため、現状の管理体制を維持し計画的な改修、修繕により長期間の使用が可能となるよう適切に管理を行うとともに、施設設置目的が果たされるよう催し物の企画など管理運営団体と連携しながら施設の魅力を高め、利用率の向上を図る必要がある。

なお、勤労青少年ホームについては、女性のための相談窓口などで利用があるが、耐震基準に適合せず、耐震補強工事に多額の費用を要することから、今後の施設の在り方に検討が必要である。

【見直し方針】

施設名	見直し 方向性	見直し方針
勤労青少年ホーム [A]	廃止	当該施設は、当初の設置目的が果たされたこと、また耐震基準に適合せず耐震補強工事に多額の費用を要することから、現在、利用されている女性の相談窓口、適応指導教室を勤労者研修センターなどへ移し、建物は撤去する。

[長期使用に向け適切に管理する施設]

青少年学習施設（わくわくランドあらい）[A]、勤労者研修センター[A]、妙高高原メッセ[A]、文化ホール、関川関所道の歴史館

2 社会体育施設

【現状と課題】

中核的な施設は、指定管理者により適切な管理運営がなされている。妙高高原地区では、地域特性を活かして体育施設を活用した「合宿の郷づくり事業」を進めている。引き続き、指定管理者と連携し、市主要施策の一つである「合宿の郷づくり事業」を進めるなど誘客への活用や地域活動の活性化に向け、積極的な施設利用を図る必要がある。

老朽化が著しい市民体育館及び児童体育館を廃止し、新たに総合体育館が整備されたほか、妙高高原体育館の建替えなど計画的な再配置が進められている。

一方、新井南体育館については一定の利用はあるものの耐震基準に適合せず、耐震補強工事に多額の費用を要することから、今後の施設の在り方に検討が必要である。

【見直し方針】

施設名	見直し 方向性	見直し方針
新井南体育館	改修等 [機能移転]	一定の利用はあるが、建物の老朽化が著しく、また耐震基準に適合していないことから建物を撤去し、新井南小学校体育館や閉校後の姫川原小学校体育館、旧猿橋小学校体育館、旧矢代小学校体育館を代替施設とする。
妙高高原体育館	改修等 [建替]	[方針決定済] 現建物を撤去し、建替える。
東赤倉テニスコート	改修等	[方針決定済] 妙高高原スポーツ公園テニスコートの代替施設とする。
妙高高原スポーツ公園テニスコート	改修等 [機能移転]	[方針決定済] 東赤倉テニスコートに機能を移転し、移転後は妙高高原体育館の整備用地として活用する。

【長期使用に向け適切に管理する施設】

赤倉体育センター、新井グリーンスポーツセンター、新井ペタンクコート、水夢ランドあらい、新井テニスコート、新井総合公園、妙高高原スポーツ公園（テニスコート除く）、妙高ふれあいパーク、オールシーズンシャンツエ

3 集会施設

【現状と課題】

各集落の集会施設 [C] や地区集会施設 [B] は、各集落、各地区に概ね 1 地所が配置されており、主に指定管理施設として、地元自治会が管理運営している。

今後、各集落の集会施設 [C] については、地元自治会が設置し管理運営する集会施設との均衡を図るため、施設の段階的な譲渡を含め検討する必要がある。

なお、少子高齢化による地域の担い手の減少から、維持管理が困難な施設もあり、また老朽化している施設が多いため、今後、集会施設の撤去費用を含む維持管理に関する支援の在り方について、地元自治会が設置したもの含め検討する必要がある。

【見直し方針】

施設名	見直し 方向性	見直し方針
新井克雪管理センター [A]	改修等 [建替]	建物の老朽化が著しく、また耐震基準に適合していないことから撤去し、今後、福祉機能と「地域のこし」、バス運行の拠点機能を有する施設として在り方を検討する。
総合センター [A]	改修等 [機能移転]	妙高地域の市民を対象とした施設であり、広域的な使用が少ないとや、建物は老朽化が著しく、また耐震基準に適合していないことから撤去する。 今後、妙高支所と妙高保健センターの集会施設としての利用の可能性について検討する。
杉野沢総合センター [B]	改修等 [機能移転]	建物の老朽化が著しく、また耐震基準に適合していないことから撤去し、杉野沢トレーニングセンターを代替施設とする。
姫川原コミュニティセンター [B]	改修等 [機能移転]	建物の老朽化が著しく、また耐震基準に適合していないことから撤去し、閉校後の姫川原小学校校舎を代替施設とする。
各集落の集会施設 [C]	—	地元自治会が実質的に管理運営する集会施設 [C] は、市域での均衡を図るため、国県との調整を図りながら、地元自治会と協議のうえ段階的に譲渡する。 なお、現町内会所有施設を網羅した、撤去も含めた施設改修費の補助制度を整備するなど、必要に応じて行政が支援する体制を整える。

【長期使用に向け適切に管理する施設】

新井総合コミュニティセンター [A]、大鹿克雪管理センター [A]、関山農民研修センター [A]、原通コミュニティセンター [A]、就業改善センター [B]、瑞穂会館 [B]、長沢会館 [B]、泉会館 [B]、農村環境改善センター [B]、和田コミュニティセンター [B]、矢代コミュニティセンター [B]

4 地域活性化・農業振興施設

【現状と課題】

地元が主体となり収益施設として運営してきたが、利用者及び売上の減少から安定的な経営ができず、施設の設置目的の達成が困難な状況にある。一方で、にぎわい創出、交流の場として地域の心の支えになっていること、また地元の雇用や生産物の販売に結び付き、収入確保の場となっていることから、「地域のこし」の拠点施設として、施設の存続を図る必要がある。

【見直し方針】

施設名	見直し 方向性	見直し方針
長沢茶屋、深山の里、友楽里館、大滝荘、苗名の湯、杉野沢生産物直売施設	一	安定した経営のため、新たな担い手の確保・育成、収益施設としての運営の是非、施設の修繕、更新備品の負担のあり方について、地元の管理運営団体と運営方法の検討を継続する。

[長期使用に向け適切に管理する施設]

四季彩館ひだなん、妙高山麓直売センターとまと

5 保健・福祉施設

【現状と課題】

高齢者や障がい者などの利用ニーズは高く、新井ふれあい会館（一部、新井総合コミュニティセンターを含む）は、一般利用者と障がい者支援施設としても利用しており機能集約されている。

妙高の里は、1階をデイサービスセンター、2階を高齢者生活福祉センターとして指定管理者が運営している。

いきいきプラザと新井ふれあい会館の障がい者支援団体の使用について、費用負担の在り方を見直す必要がある。

高齢者生産活動センターは、高齢者の社会活動を支援する拠点施設であるが、施設の老朽化が著しく維持管理に多くの費用を要している。

保健センターは、いずれも乳児健診や健康づくりの場として利用されており、また隣接する施設とともに適切に維持管理されている。

なお、保健センターは多目的な集会施設としてのニーズもあるが、他用途への転用や多目的な利用については、消防法上の適合性確保を含めた検討が必要である。

【見直し方針】

施設名	見直し 方向性	見直し方針
妙高の里	一	同一団体が一体的に管理運営している現状から、1階デイサービスセンター部分の費用負担の在り方について見直しする。
いきいきプラザ、 新井ふれあい会館 (新井総合コミュニティセンター)	一	福祉施策の推進のため、福祉団体が施設の一部を使用しているが、市内で活動する他団体との均衡を図るため、費用負担の在り方について見直しする。
高齢者生産活動センター	改修等 [機能移転]	建物は老朽化が著しく、また耐震基準に適合していないことから撤去し、閉校後の姫川原小学校など今後有効活用すべき施設を代替施設とする。

[長期使用に向け適切に管理する施設]

妙高高原保健センター、妙高保健センター

6 観光振興施設

【現状と課題】

観光振興施設は、観光案内など観光情報の発信や食堂、休憩所など多様なサービスを提供している。

赤倉温泉インフォメーションセンターは、赤倉地区の観光案内所のほか、同地区の集会施設として活用されている。

市営食堂ホンドリスは、いもり池湖畔に設置され、周辺には民営食堂が進出しており、行政としてサービス提供を行う必要性を見極める必要がある。

【見直し方針】

施設名	見直し 方向性	見直し方針
赤倉温泉インフォメーションセンター	利用 見直し	現状の施設使用状況から、市として行政サービスを提供する必要性は低いため、機能を廃止し、建物は協議のうえ地元自治会へ譲渡する。
市営食堂ホンドリス	利用 見直し	隣接施設の整備方針の検討にあわせて、施設の在り方を検討する。

[長期使用に向け適切に管理する施設]

市営高谷池ヒュッテ、笹ヶ峰乙見湖休憩舎、くびき野情報館

7 遊休施設など

【現状と課題】

旧学校・園施設について、耐震性を有する施設については、旧杉野沢小学校へのトレーニングセンターの設置や、地域活動での利用など有効活用が図られている。

また、姫川原小学校は閉校後に地区コミュニティセンターとしての活用が検討されている。

耐震性を有さない旧矢代小学校校舎については建物を撤去し、矢代グラウンドへの福祉施設整備に伴う代替施設として整備する。

なお、耐震性を有さない施設や有効活用が見込めない施設については、地域の意向等に配慮しながら計画的に建物の撤去を行うが、施設を維持していく場合には、維持管理経費の負担や安全性の確保が課題となっている。

【見直し方針】

施設名	見直し 方向性	見直し方針
旧矢代小学校	[校舎] 廃止	[方針決定済] 校舎は老朽化が著しく、また耐震基準に適合していないことから撤去し、矢代グラウンドへの福祉施設整備の代替地として整備する。
	[体育館] 利用見直し	体育館は、社会体育施設とコミュニティ施設の両面からの位置付けを検討し、今後再整備が予定される矢代グラウンドと併せて適切に維持管理を行う。
旧吉木小学校	[校舎] 廃止	校舎は老朽化が著しく、また耐震基準に適合していないことから、撤去に向けて地元と調整する。
	[体育館] 改修等	体育館も校舎と同様の状況にあるが、水上地区における地域活動及び防災の拠点施設としての利用実態があることから、その在り方等を検討する。
旧猿橋小学校	[校舎] 現状維持	校舎は、当面の間、学校備品等の倉庫として活用する。
	[体育館] 利用見直し	体育館は、社会体育施設とコミュニティ施設の両面からの位置付けを検討し、適切に維持管理を行う。
旧長沢小学校	[校舎] 廃止	校舎は老朽化が著しく、また耐震基準に適合していないことから、撤去に向けて地元と調整する。
	[体育館] 利用見直し	体育館は、耐震改修を行うとともに社会体育施設とコミュニティ施設の両面からの位置付けを検討し、適切に維持管理を行う。

旧水原小学校	廃止	校舎、体育館は老朽化が著しく、また耐震基準に適合していないことから、撤去に向けて地元地域と調整する。撤去後は大濁集落センター、坪山集落センターのほか旧水原保育所を避難所として活用する。
旧平丸小学校	廃止	校舎、体育館は老朽化が著しく、また耐震基準に適合していないことから、撤去に向けて地元と調整する。また、撤去後の地域活動の拠点となる施設を確保する必要があることから、今後の施設の在り方について検討する。
旧大鹿保育園	利用見直し	[方針決定済] 「合宿の郷づくり」事業の文化系合宿の拠点として、有効活用を図る。
姫川原小学校	利用見直し	校舎は、姫川原コミュニティセンター機能を移転するとともに、高齢者生産活動センター機能の移転について検討する。 体育館は、社会体育施設とコミュニティ施設の両面からの位置付けを検討し、適切に維持管理を行う。
新井北幼稚園 新井南幼稚園 姫川原保育園	廃止	[方針決定済] 園児数の減少や園舎の老朽化から、2幼稚園、4保育園を2つのこども園として再配置を行う。 新井北幼稚園、新井南幼稚園、姫川原保育園の園舎については耐震性がないことから撤去し、新井南幼稚園及び姫川原保育園の跡地は、市民ニーズが高い福祉施設の整備用地とする。
第一保育園 第二保育園 水上保育園	利用見直し	第二保育園は、ひばり園として活用する。 第一保育園、水上保育園については、今後園舎の有効活用について検討を行う。
新井南小学校旧小濁冬季分校	利用見直し	現在、地元自治会の集会施設として施設を貸出しており、引き続き、貸出により施設の有効活用を図る。
旧平丸小学校冬季寸分道分校 旧水原保育所 旧みづほ保育園 旧斑尾高原保育園	利用見直し	現在、地域で活動する団体等の活動拠点として、市民団体等へ施設を貸出ししており、引き続き、貸出により施設の有効活用を図る。

8 公園施設・広場等

【現状と課題】

農村公園については、不具合な遊具等の撤去が進み、維持管理コストがかからない管理がなされているが、山間地域では少子高齢化の進展等により利用者が激減している。また、高床山森林公園の全体の利用者数は横ばいであるが、宿泊者数は少子化の進展とキャンプ離れの傾向から減少傾向である。

都市公園については、地元自治会を指定管理として管理しているが、市が管理料を支払うなど農村公園と市の負担に差異がある。

水辺公園や砂防公園については、河川管理者である新潟県と市、指定管理団体が連携し維持管理を行う必要がある。

児童遊園については、遊具の劣化が進んでおり、計画的な修理、撤去を行う必要がある。

【見直し方針】

施設名	見直し 方向性	見直し方針
都市公園 (街区公園)	一	街区公園は、地元自治会を指定管理として管理しているが、負担の公平性から農村公園などと同様に管理料を無償とするなど費用負担の在り方を見直す。

【適切に管理する施設】

水辺公園、農村公園、森林公園、和田地区あそびの広場、池の平温泉イベント広場、斐太県民休養地、児童遊園、新井市民の広場、ふれあい広場

VII 今後の取組み

有効活用・再配置などの見直しについては、利用者など市民生活への影響や財政への影響も大きいことから、地元自治会や関係団体との調整を図り、調整の整った施設から順次、見直しを実施する。また、優先度を考慮しながら、第7次行政改革大綱実施計画に位置付け、計画的に取組むとともに進捗管理を行う。

また、これらの工事等を市全体として計画的に進めるためには、予算が必要となるが、普通財産の処分などによる資産売却を積極的に行うとともに、受益者負担の適正化、管理コストの削減等を進める中で財源確保に努め、市全体の優先度に応じた予算配分を行う。